

○学校法人愛知淑徳学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人愛知淑徳学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市千種区桜が丘23番地に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 愛知淑徳大学 大学院 文化創造研究科・教育学研究科・心理医療科学研究科・グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科・ビジネス研究科
- 文学部 国文学科・総合英語学科・教育学科・英文学科
- 人間情報学部 人間情報学科
- 心理学部 心理学科
- 創造表現学部 創造表現学科
- 健康医療科学部 医療貢献学科
- スポーツ・健康医科学科
- 健康栄養学科
- 福祉貢献学部 福祉貢献学科
- 交流文化学部 交流文化学科
- ビジネス学部 ビジネス学科
- グローバル・コミュニケーション学部 グローバル・コミュニケーション学科

(2) 愛知淑徳高等学校 全日制課程 普通科

(3) 愛知淑徳中学校

(学園長)

第4条の2 この法人が設置する学校の教学を統括するため、学園長を置く。

2 学園長は、理事会で選任する。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8人以上10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事会)

第6条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前項の規定及び第11条の2第2項に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 1 1 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 1 2 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 1 3 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（業務の決定の委任）

第6条の2 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（理事長の職務）

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第8条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第9条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（常任理事・常任理事会）

第9条の3 理事長たる理事以外の理事のうち、この法人に常勤する理事を常任理事とする。

- 2 理事長及び常任理事は、常任理事会を構成し、理事会の委任を受けてこの法人の経常的業務を執行する。
- 3 常任理事会は、理事長が招集し、その運営については、理事会に関する規定を準用する。
- 4 常任理事会において議決した事項の要旨は、次の理事会の会議において、理事長が報告し承認を得るものとする。

（理事の選任）

第10条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）学園長
- （2）愛知淑徳大学長

(3) 愛知淑徳中学・高等学校長のうち、理事会において選出された者1人

(4) 評議員のうちからその互選によって定められた者2人

(5) 前4号に規定する理事の過半数により選任された者3人以上5人以内

2 前項第1号から第4号に規定する理事は、学園長、学長若しくは校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第11条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の職務)

第11条の2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違

反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（役員任期）

第12条 役員（第10条第1項第1号から第3号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員補充）

第13条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第14条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

（1）法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

（2）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

（3）職務上の義務に著しく違反したとき。

（4）役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

（1）任期の満了

（2）辞任

（3）死亡

（4）私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（議事録の作成等）

第15条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録

にあつては、電子署名。以下同じ。)若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第16条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、18人以上24人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議の7日前までに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 5 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 6 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 7 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、評議員の過半数の連名でこれを招集することができる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第17条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会

の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第18条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（議事録）

第19条 第15条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

（評議員の選任）

第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学園長
- (2) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員、その他の職員を含む。）のうちから理事会において選任された者 3人以上5人以内
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任された者 3人
- (4) 評議員から選任された理事以外の理事のうちから理事会において選任された者 2人

(5) この法人の設置する学校に在籍する学生及び生徒の保護者のうちから理事会において選任された者 2人

(6) この法人に関係ある学識経験者で第1号ないし第5号に規定する評議員の過半数により選任された者 7人以上11人以内

2 前項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する評議員は、学園長、職員、理事又は保護者の職又は地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第21条 評議員(第20条第1項第1号による評議員を除く。以下、この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第21条の2 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第22条 この法人の資産は、次の各号の通りとする。

(1) この法人の組織変更当初財団法人淑徳女子学園の所属に係る別紙財産目録記載の財産

(2) 授業料、入学金及び検定料

(3) 資産から生ずる果実

(4) 寄附金

(5) その他の収入

（資産の区分）

第23条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産その他基本財産以外の財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

（基本財産等の処分の制限）

第24条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（運用財産たる現金の運用）

第25条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは定期貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第26条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、寄附金、その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

（会計）

第27条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第28条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、原則5年以上において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第29条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(資産総額の変更登記)

第30条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第31条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第32条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第33条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第36条 この法人は、私立学校法第50条第1項第3号から第6号までに掲げる事由によるほか、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決によって解散する。

2 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

3 目的たる事業の成功不能による解散は、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

4 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認定を受けなければその効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第37条 この法人が解散した場合（合併又は破産による解散を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第38条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決がなければならない。

2 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第39条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第40条 この法人は、第31条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かななければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、学校法人愛知淑徳学園掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第42条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第43条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第44条 理事(理事長、常任理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、役

員報酬額の2倍の額であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

- 1 この法人の組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事長 小林慶一郎

理 事 浜島一郎

〃 小林素三郎

〃 河田四郎

〃 横井ゆき

〃 高取才助

〃 加藤繁治

〃 長屋弘

監 事 青井節郎

〃 友田久米治

- 2 前項の役員は、この寄附行為の認可後役員が選任されるまで第10条及び第11条の規定にかかわらずこの法人の役員となる。

- 3 附則第1項の役員は、寄附行為の認可後役員が選任されたならばその役を退かねばならない。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和52年8月26日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和54年9月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和59年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和60年11月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和61年12月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成元年3月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成元年6月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成2年12月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成6年12月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成7年3月16日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 平成7年9月1日文部大臣認可の寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

（愛知淑徳短期大学の家政学科、国文学科及び英文学科の存続に関する経過措置）

2 愛知淑徳短期大学の家政学科、国文学科及び英文学科は、改正後の寄附行為の第4条第2号の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成10年10月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成14年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成14年7月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣から設置届出書についての受理通知書の出された日（平成15年6月26日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣へ届け出た日（平成16年6月25日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年2月25日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年12月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年11月30日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この寄附行為は、グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科の設置を文部科学大臣に届け出た日（平成19年4月19日）から施行する。
- 2 コミュニケーション研究科は平成20年3月31日現在に在籍する学生が修了したときに廃止し、これに伴う寄附行為変更をするものとする。

附 則

この寄附行為は、平成19年11月10日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日に施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成21年10月30日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この寄附行為は、平成22年4月1日に施行する。
（コミュニケーション学部コミュニケーション心理学科の存続に関する経過措置）
- 2 愛知淑徳大学のコミュニケーション学部コミュニケーション心理学科は、改正後の寄附行為の第4条第1号の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣に届出書が受理された日（平成24年11月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成27年8月17日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

（メディアプロデュース学部メディアプロデュース学科の存続に関する経過措置）

2 愛知淑徳大学のメディアプロデュース学部メディアプロデュース学科は、改正後の寄附行為の第4条第1号の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成28年8月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成30年9月13日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

令和2年2月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和4年2月28日）から施行する。